

ふれあい文化センタートイレ洋式化一部改修業務委託仕様書

1 総則

- (1) 本仕様書は、ふれあい文化センターにおけるトイレ洋式化改修業務委託（以下「本業務」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- (3) 受注者は、関係法令を遵守し、適正かつ安全に業務を実施すること。

2 業務概要

本業務は、既設和式トイレの洋式化並びに関連設備の改修を行うものである。

3 契約方法

業務委託契約とする。

4 業務場所

ふれあい文化センター

熊本市中央区本荘 4 丁目 6 番 6 号

5 履行期間

（契約締結日）から令和 9 年（2027 年）1 月 31 日まで

6 業務内容

（1）1 階女子トイレ

- ・ 和式便器 2 基の洋式化（撤去・設置）
- ・ 個室ドア 2 箇所の内開きから外開きへの変更（既存ドアを再利用）
- ・ 温水洗浄便座用電源等の電気設備改修
- ・ 個室内に手摺の設置

（2）1 階男子トイレ

- ・ 和式便器 1 基の洋式化（撤去・設置）
- ・ 個室ドア 1 箇所の内開きから外開きへの変更（既存ドアを再利用）
- ・ 温水洗浄便座用電源等の電気設備改修
- ・ 個室内に手摺の設置

（3）2 階男女兼用トイレ

- ・ 男女兼用トイレから女性専用トイレへの用途変更
- ・ 小便器 3 基の撤去

- ・ 撤去後の配管止栓及び床・壁タイル補修
- ・ 和式便器 2 基の洋式化
- ・ 個室ドア 2 箇所の内開きから外開きへの変更（既存ドアを再利用）
- ・ 出入口段差解消（バリアフリー化）
- ・ 温水洗浄便座用電源等の電気設備改修
- ・ 個室に手摺の設置

7 仕様・規格

- (1) 洋式便器は国内主要メーカー品とし、同等品以上とすること。
- (2) 便器は新品とし、中古品の使用は認めない。
- (3) 温水洗浄便座を設置すること。
- (4) 給排水設備は必要に応じて更新又は改修すること。
- (5) 小便器撤去跡は適切に止栓し、防水処理・タイル補修を行うこと。
- (6) 床、壁等の既存仕上げに影響が生じた場合は原状回復又は同等以上で補修すること。
- (7) 出入口の段差解消については安全かつ円滑な通行が可能な仕様とすること。
- (8) ドア改修は安全性を考慮し外開きとし、必要に応じて金物調整を行うこと。

8 電気設備業務

- (1) 温水洗浄便座用電源を新設すること。
- (2) 配線は天井内等を利用し、美観及び安全性に配慮すること。
- (3) 必要に応じて分電盤からの回路増設を行うこと。
- (4) 点検口を設ける場合は、業務完了時に適切に復旧すること。

9 撤去・処分

- (1) 既設便器、小便器、配管、内装等の撤去を含むものとする。
- (2) 撤去材及び工事残材は関係法令を遵守し、適正に処分すること。

10 安全管理

- (1) 作業中は第三者及び施設利用者の安全確保を最優先とする。
- (2) 必要に応じて養生、仮囲い、注意表示等の措置を講じること。
- (3) 施設の運営に支障を与えないよう、事前に工程調整を行うこと。

11 提出書類

業務完了時に以下を提出すること。

- (1) 業務写真（着手前・施工中・完成） 一式
- (2) 完成届

1 2 検査

- (1) 業務完了後、発注者の検査を受けるものとする。
- (2) 指摘事項がある場合は速やかに是正すること。

1 3 委託料の支払い

発注者の検査完了後、適正な請求に基づき支払うものとする。

1 4 契約不適合責任

- (1) 引渡し後1年間は契約不適合責任を負うものとする。
- (2) 不具合が生じた場合は速やかに対応すること。

1 5 環境配慮

- (1) 省資源・省エネルギーに配慮して業務を実施すること。
- (2) 廃棄物の減量化及び適正処理を徹底すること。

1 6 その他

- (1) 業務着手前に施設管理者と十分な調整を行うこと。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議し解決する。